

スマートエネルギー住宅普及啓発業務仕様書

1 委託業務の名称

スマートエネルギー住宅普及啓発業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

3 委託業務の目的・趣旨

宮城県では、県内の家庭部門における二酸化炭素排出量削減のため、再エネ設備の導入や省エネ改修等への補助を行うことで、環境にやさしく災害に強い「スマートエネルギー住宅」（以下「スマエネ住宅」という。）の普及拡大を推進しているが、スマエネ住宅の更なる普及拡大を図るためには、県民への効果的な普及啓発が必要である。

本業務は、県民に対して、スマエネ住宅を構成する再エネ・省エネ設備や宮城県の施策等に関する普及啓発を行い、スマエネ住宅についての認知度や興味関心を向上させ、もってスマエネ住宅の普及拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1) スマエネ住宅の普及啓発イベントの実施

県内で多数の集客が見込まれるイベント又は大規模商業施設等に、スマエネ住宅のPRブース等を設置し、県民を対象としたスマエネ住宅に関する普及啓発イベントを行うこと。

イ 開催場所

- ・多数の集客が見込まれるイベントや大規模商業施設など、スマエネ住宅のブース出展が可能で、県民への訴求力が高いと見込まれる会場を2カ所以上選定し、提案すること。
- ・選定に当たっては交通の利便が良く、設備・備品の整備された場所を提案すること。
- ・選定する会場には住宅展示場におけるイベントは含めないこと。

ロ 内容

(イ) 普及啓発パネルの展示

- ・スマエネ住宅に導入される主な再エネ・省エネ設備※やZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、既存住宅の省エネルギー改修等に関する普及啓発パネルの展示を行うこと。
 - ※ 主な再エネ・省エネ設備は、太陽光発電システム・蓄電池・V2H・家庭用燃料電池（エネファーム）・地中熱ヒートポンプを想定
- ・展示する普及啓発パネル（A1サイズ・6枚）については、発注者から貸与するものを使用すること。

(ロ) パンフレット及びリーフレット等の広報資料等の配布

- ・再エネ・省エネ設備等の仕組みを解説したパンフレットのほか、設備を既に導入

している方の口コミを掲載したリーフレットやエコバックといった広報資料等を配布すること。

- ・イベントにおいて配布するパンフレット等の広報資料等については、発注者が事前に準備するもの及び4（3）で受注者が作成したものを使用すること。

（ハ）独自提案による企画の実施

- ・多数の集客を図ることができ、県民がスマエネ住宅への認知度を高め、興味関心を持ってもらえるような企画を提案し、実施すること。

ハ 実施に係る業務

- ・イベントの準備から開催までのスケジュール調整や関係者との連絡調整を行うこと。
- ・会場使用やブース出展の申込み等、イベントの実施に必要な各種手続を行うこと。
- ・実施に必要な資材の手配や搬入、会場での装飾デザイン・設営・撤去を行うこと。
- ・ブースのレイアウトや設備は、パネル展示用の備品（イーゼル等）やパンフレット等を配架するための長机・椅子、電源コンセントを基本とし、企画内容に応じて発注者と協議の上、決定すること。
- ・イベント当日、発注者が事前に準備するマスコットキャラクターの着ぐるみを保管・着脱するためのスペースを別途確保すること。
- ・イベント当日の円滑な運営を行うためのスタッフを1名以上配置し、ブース周辺での誘導及びパンフレット等の配布、来場者の呼び込み等を行うこと。
- ・イベント当日は、県職員が2名又は3名参加し、パネル展示やパンフレット等に関する説明対応を行うほか、マスコットキャラクターの着ぐるみによる来場者の呼び込み等を行うものとする。

ニ 広報

- ・イベントの開催に当たっては、県民の集客を図るための効果的な広報・PRを行うこと。

ホ その他

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模災害発生等により、イベントの開催が困難になった場合など、事業実施の前提条件が変化したときは、代替的な対応又は中止等について発注者と受注者で協議すること。

（2）テレビメディアを活用したスマエネ住宅の普及啓発の実施

スマエネ住宅に関する県民の認知度や興味関心を高めるため、スマエネ住宅を構成する再エネ・省エネ設備やZEHの特徴や利点、宮城県の施策等を紹介する映像を制作し、地上波テレビにて複数回放送すること。

なお、テレビ放送のうち少なくとも1回以上は、宮城県が今年度進めている「太陽光発電設備等共同購入事業」を紹介する内容を盛り込むこと。また、可能な限り当該事業の参加登録期限である令和5年7月31日（月）までに、一般県民の参加登録を促すための効果的なテレビ放送を行うよう努めること。

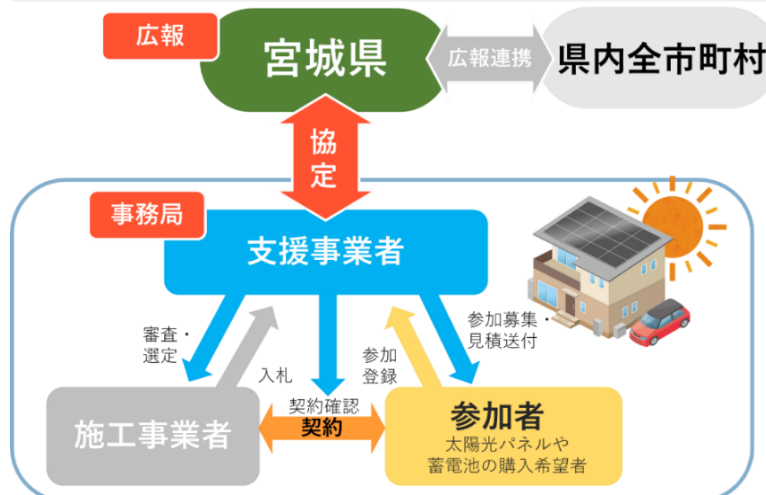
- イ 想定する視聴者
 - ・一般県民
- ロ 放送局
 - ・宮城県で視聴できるデジタル地上波放送局（複数局又は単一局）
- ハ 放送範囲
 - ・宮城県全域
- ニ 放送用映像制作及び放送
 - ・制作本数や放送回数、放送時間（尺）については、企画提案する内容を踏まえ、スマエネ住宅の普及啓発を図るために効果的な本数や回数、時間を提案すること。
- ホ 放送時間帯
 - ・可能な限り視聴率の高い時間帯に放送すること。
- ヘ 放送期間
 - ・放送期間は、契約締結日から令和6年3月1日（金）とする。
- ト その他
 - ・テレビ放送後も、県ホームページへの動画掲載や各種イベントで放送できるようにするなど、県が広報のために行う二次利用を可能とすること。但し、発注者において二次利用ができない映像がある場合は、その理由などを発注者に説明し、発注者と協議するものとする。
 - ・「太陽光発電設備等共同購入事業」のテレビ放送について、受注者は、発注者が準備するCM用の映像素材（MP4形式、15秒又は30秒程度）の提供を受け、必要な範囲で調整の上、利用することができるものとする。

【参考】

広く県民から太陽光発電設備や蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注を行うことによるスケールメリットを生かし、市場価格よりも安価に購入できる仕組みを構築するもの。

< 県ホームページ URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyodo01.html> >

事業スキーム 太陽光発電設備等共同購入事業



< 参加募集から設置までの主な流れ >

- ① 支援事業者が共同購入への参加希望者を募集
- ② 参加希望者は専用サイトで無料参加登録を行う(登録期限:令和5年7月31日まで)
- ③ 参加登録者は、事前見積もりや現地調査後(要申込)の最終見積もりを確認した上で購入を判断
- ④ 購入を決めた場合は、施工事業者と契約を締結。パネルや蓄電池を設置(令和6年6月までに設置工事完了)

< 購入プラン(3パターン) >

パネルのみ / 蓄電池のみ / パネル + 蓄電池

(3) 広報資料等の作成

- ・スマエネ住宅の普及啓発を図るために作成する広報資料等は、下表のとおりとし、デザインや印刷物の仕様、納期等については、発注者と協議の上、決定すること。
- ・その他、スマエネ住宅の普及啓発に効果的な広報資料等の案があれば提案すること。

広報物等	基礎データの支給方法	委託内容	部数
再エネ・省エネ設備についてのパンフレット	印刷用の基礎データは発注者で作成（Microsoft PowerPoint 使用）し、支給する。	成果物 全 8 ページパンフレット （カラー両面 A4 サイズ） デザインは <u>必要ないが</u> 、適宜印刷に適したデータへの調整を行い印刷すること。	1,900 部 以上
スマエネ設備を導入した方のロコミリーフレット	印刷用の基礎データは発注者で作成（Microsoft PowerPoint 使用）し、支給する。	成果物 全 4 ページリーフレット （カラー両面 A3 二つ折り） デザインは <u>必要ないが</u> 、適宜印刷に適したデータへの調整を行い印刷すること。	1,900 部 以上
ロゴ入りエコバック	ロゴのイメージは、発注者で作成し、支給する。 その他、スマエネ住宅に適したデザインの案があれば提案すること。	成果物 ロゴ入りエコバック ロゴ入りエコバックを <u>デザイン</u> し、印刷すること。	1,540 枚

5 打合せ協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行うこと。

6 成果の確認

(1) 事業成果は、イベント開催時の現地確認及び業務完了報告書により確認する。

(2) 業務完了報告書

イ 提出期限 業務完了 1 ヶ月以内

ロ 提出部数 1 部

ハ 提出場所 宮城県環境生活部再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班

ニ 添付資料

- ・イベント開催状況（イベントの開催場所、開催日、開催内容、来場者数等）
- ・テレビ放送の状況（放送回数、放送日、放送時間、放送内容、視聴率等）
- ・制作した映像を収録した媒体（DVD） 2 枚
- ・ホームページに掲載可能な形式の映像データを収録したもの 1 式

7 その他

- (1) 本業務について、契約書及びこの仕様書に明示されていない事項であっても、本業務の履行上、当然に必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 国や宮城県の指針に照らし、必要に応じて新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に取ること。
- (3) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。なお、成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (4) 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。
- (5) 委託金額には、会場使用料や設営費、出展物の運搬費等のイベント運営、テレビ放送に係る費用、協力企業への謝金や再委託費用、旅費、報告書作成等、契約の履行に係る一切の費用を含むこと。